

I 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) これまでの取り組み

「食育基本法」(平成17年7月施行)では、食育について、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを推進する」としています。

本市では、食育基本法の目的・理念をふまえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として、平成21年5月に「北九州市食育推進計画(平成21年度～平成25年度)」、平成26年3月に「第二次北九州市食育推進計画(平成26年度～平成30年度)」を策定しました。

第二次計画では、「食を通して、市民の心と身体の健康と豊かな人間性を育み、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるように、家庭や地域、関係機関等と連携して、子どもから高齢者までライフステージに応じた食育を推進し、誰もが食に関心を持って行動する社会を目指す」を基本理念に、生活習慣病を予防するための健康的な食生活の実践の支援や、食に関する正しい知識についての講座・相談の機会の提供、若い世代への食育の取り組み、地産地消の推進など、関係者との連携・協力により様々な取り組みを進めてきました。

これまでの取り組みで、以前にも増して食育への関心が高まり、健康管理への意識も高まっているなど、一定の成果が得られています。

(2) 本市の食育を取り巻く状況

依然として、野菜の摂取不足や塩分の摂りすぎなどによる栄養の偏りや食習慣の乱れによる生活習慣病の発症や重症化、高齢者の低栄養などの問題を抱えています。特に、若い世代や男性については、食への関心の低さや朝食の欠食等の不規則な食生活などの課題が多くあります。

また、食べ物を大切にす意識の希薄化や、食の安全性への不安などの問題も抱えています。引き続き、食に関する理解を更に深め、個人のみならず社会全体で食を取り巻く環境の整備を行っていくことが必要です。

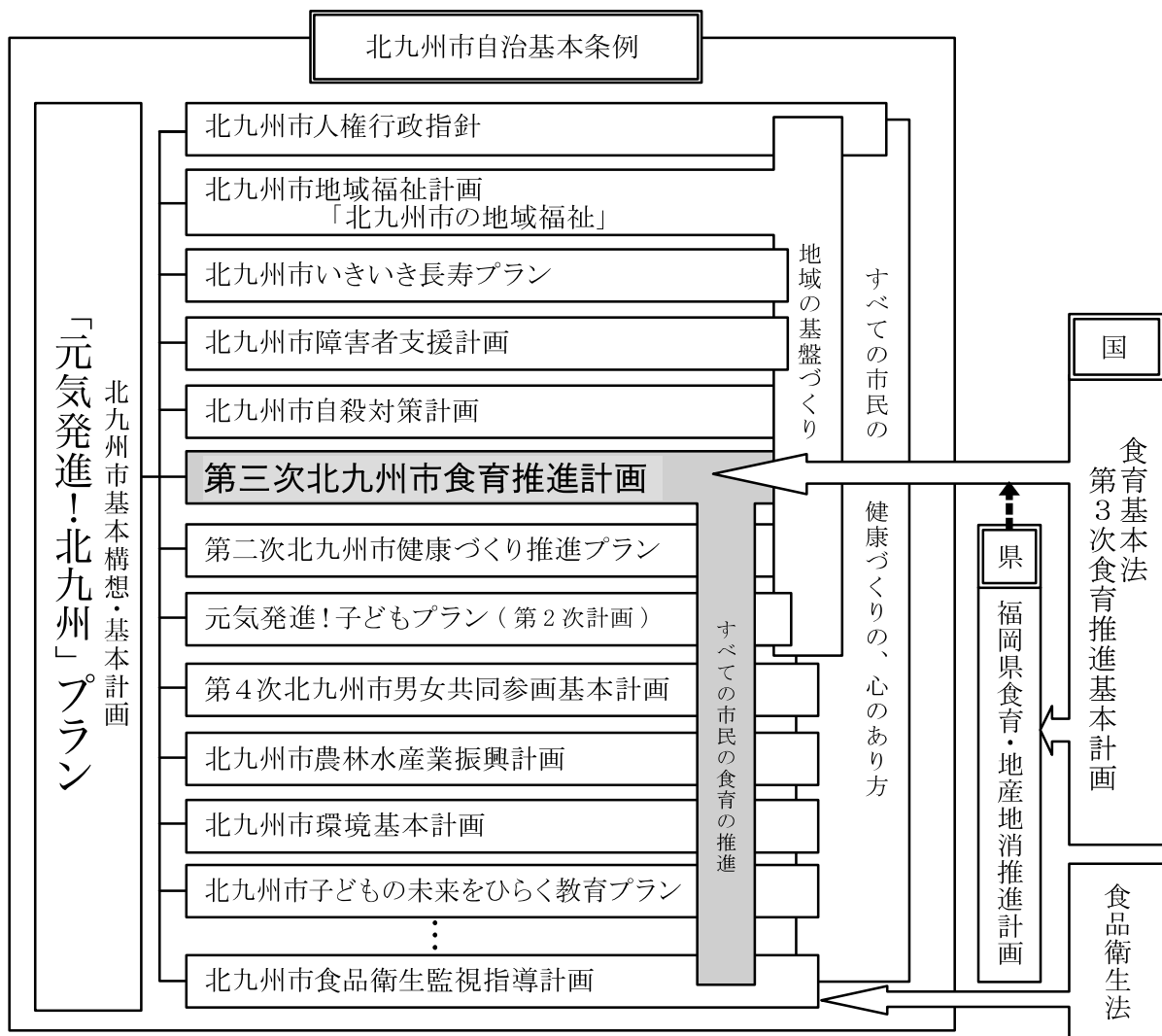
このような課題や国の計画、食をめぐる様々な状況を見据えながら、市民一人ひとりが、健全な食生活の実践により生涯にわたって健康で心豊かに暮らすことができる社会の実現に向けて、本市における食育を、引き続き、総合的かつ計画的に推進するために、「第三次北九州市食育推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とした食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」です。

北九州市の基本構想・基本計画「元気発進!北九州」プランに基づく部門別計画で、その他の本市の関連計画等と整合性を図りながら総合的に推進します。

また、この計画の推進をとおして、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標「SDGs」の達成に貢献します。



3 計画の期間

本計画は、令和元年度から令和5年度までの5年間の計画とします。